

第6回

(令和2年6月10日)

議 事 録

錦町農業委員会

錦町農業委員会総会会議録

- 1 開催日時 令和2年6月10日(水) 午前9時30分から午前10時10分
 - 2 開催場所 錦町役場 3階会議室
 - 3 出席委員 9名
1番委員 田口英一郎・2番委員 谷口 一也・3番委員 尾方 学
4番委員 元村 彰浩・5番委員 今村 忠臣・6番委員 西嶋 健一
7番委員 尾方安枝子・8番委員 福本 王雅・9番委員 栗原 和親
 - 4 欠席委員 なし
 - 5 議事日程
 - 1) 会期の決定
 - 2) 議事録署名委員の指名
 - 3) 会議書記の指名
 - 4) 議第25号案 農地法第3条の規定による許可申請について
議第26号案 農地法第5条の規定による許可申請について
議第27号案 農業経営基盤強化促進事業に伴う農用地利用集積計画について
報告第6号 農地法第18条第6項の規定による賃貸借の合意解約について
協議 農地中間管理機構の特例事業による農用地の売買の申出について
 - 6 事務局職員
事務局長 山園琢磨、農地係 大村恵美
 - 7 会議の概要
- 議 長 議事日程1の会期の決定については、本日1日としてよろしいでしょうか。全委員、異議なしということで本日1日と決定します。議事日程2の議事録署名委員の指名ですが、私から指名させていただいてよろしいでしょうか。それでは、6番・7番委員にお願いします。
- 議 長 諸事報告がありましたらお願いします。
先日、あっせん会議が行われまして所有権移転のところで出ております番号2番の契約が進みました。10アール当たり50万円という契約でした。この他に、売渡人の方が畑をもっておられて、畑も売買したい意向でしたが、買い手の方をお願いして、周辺、複数の所有者がおられますが、まとめて荒れないように、小作料は0円ですけれども農地バンクを通して、契約をするようになっております。
- 議 長 議第25号案農地法第3条の規定による許可申請についてを議題とします。事務局より説明をお願いします。
- 事務局 議第25号案農地法第3条の規定による許可申請について(朗読)
- 議 長 調査番号1番について4番委員から調査報告をお願いします。

4 番 (調査番号1) 申請人の住所・氏名及び申請物件は記載のとおりです。申請理由は農業者年金です。使用借人の経営内容について報告します。家族5人(稼働力2人)経営面積は、281a、田197a、水稻70a、WCS110a、他里芋、畑83a、畑については、4月にあっせんにて売買されている面積も含まれると思います。畑は、里芋、野菜を栽培。3条調査項目により報告します。1番(耕作面積):問題なし。2番(通作距離):1.5Km。3番(小作地):問題なし。4番(貸付地):問題なし。5番(取得価格):夫婦間で0円。6番(耕作放棄地):問題なし。7番(農機具の利用計画):トラクター、ハーベスター、ミスト機、動力噴霧器、草払機等を所有。8番(取得農地の利用計画):里芋。9番(周辺地域との関係):共同作業については、地域活動とともに協力しますとのこと。以上の調査内容により、農地法第3条第2項各号には該当しないため、許可要件のすべてを満たしていると考えます。

議長 調査番号2、3番について5番委員から調査報告をお願いします。

5 番 (調査番号2、3) 申請人の住所・氏名及び申請物件は記載のとおりです。申請理由は相手方の要望です。譲受人の経営内容について報告します。家族4人(稼働力4人)従業員は延べ500日程度を雇用。経営面積は、1505a 田850.9a、畑649.1a、畜産農家で成牛400頭、子牛250頭を育成。3条調査項目により報告します。1番(耕作面積):問題なし。2番(通作距離):2、3番1.5Km。(小作地):問題なし。4番(貸付地):問題なし。5番(取得価格):2番10a当たり20万円、3番10a当たり50万円。6番(耕作放棄地):問題なし。7番(農機具の利用計画):トラクター10、タイヤショベル5、堆肥散布機、草刈機、耕運機等、畜産関係の農機具を所有。8番(取得農地の利用計画):飼料用作物。9番(周辺地域との関係):共同作業については、地域活動とともに協力しますとのこと。耕作放棄地の解消を念頭において地域農業の活性化に努力、協力していきたいとのことでした。以上の調査内容により、農地法第3条第2項各号には該当しないため、許可要件のすべてを満たしていると考えます。

議長 それでは、質問のある方は挙手をお願いします。

6 番 調査番号2番ですが、価格について、10a当たり20万円ということですが、価格的に若干安いということで、申請地は条件の悪い田でしょうか。

5 番 そこは、調査しておりませんが、譲受人の牧場の下の田です。基盤整備されていないような田です。丸かったり、長かったり、歪な正方形ではない田です。金額的には20万とはどうかという調査はしておりません。

議長 2番と3番は同じ経営体であります、譲受人の名義が違う訳ですが、こういった理由でしょうか。

事務局 特段、聞いておりませんので、家庭の都合だと思います。

議長 家庭の都合と理解します。

議長 質問もないようですので、調査番号1番について申請どおり許可することについて

意義のない方は挙手を求めます。

(全委員：挙手)

議 長 調査番号2番について申請どおり許可することについて意義のない方は挙手を求めます。

(全委員：挙手)

議 長 調査番号3番について申請どおり許可することについて意義のない方は挙手を求めます。

(全委員：挙手)

それでは、申請どおり許可するものいたします。

議 長 議第26号案農地法第5条の規定による許可申請についてを議題とします。事務局より説明をお願いします。

事務局 議第26号案農地法第5条の規定による許可申請について(朗読)

議 長 この中で、5番委員さんに関係ある件がありますので、調査番号3番を最初に審議したいと思います。

(5番退室)

議 長 調査番号3番について、7番委員から調査報告をお願いします。

7 番 (調査番号3) 申請人の住所・氏名と申請物件は記載のとおりです。申請理由は個人住宅です。施設概要は、居宅です。5条調査項目により報告します。1番(農地区別)：1種農地です。2番(着工時期)：6月28日から予定です。3番(資金調達)：借入金と自己資金です。5番(周囲の承諾)：周囲は使用貸人の土地がほとんどであり問題なし。6番(公衆衛生) 町の上水道を利用し汚水、生活排水は浄化槽により処理されます。雨水は、前面の道路側溝に流します。7番(防除措置) 北側にコンクリートブロックによる土留め工事を行い土地の流失を防止する措置をとります。8番(日照通風) 隣接農地から2m以上離して日照通風に特別な影響を及ぼさないようにします。9番(小作地か) 問題なし。10番(農振法)：農用地区域外。以上、報告終わります。

議 長 それでは、質疑を受けたいと思います。質疑がある方の挙手をお願いします。

議 長 それでは、質問もないようですので、調査番号3番について申請どおり許可することについて意義のない方は挙手を求めます。

(全委員：挙手)

全員賛成です。

(5番入室)

議 長 調査番号1番について、7番委員から調査報告をお願いします。

7 番 (調査番号1) 申請人の住所・氏名と申請物件は記載のとおりです。申請理由は太陽光発電です。5条調査項目により報告します。1番(農地区分)：2種農地です。2番(着工時期)：許可下り次第です。3番(資金調達)：借入金と自己資金です。5

番（周囲の承諾）：地権者に話をしている。6番（公衆衛生）生活排水はありません。雨水は、申請地北側の町道に自然排水するようにします。7番（防除措置）造成による土砂の流失、堆積はありません。8番（日照通風）通風等に関して悪影響はありません。万一被害が発生した場合には、関係各官庁及び地区関係者の指導を仰ぎ速やかに責任をもって対応します。9番（小作地か）問題なし。10番（農振法）：農用地区域外。以上、報告終わります。

議長 調査番号2番について、5番委員から調査報告をお願いします。

5番 （調査番号2）申請人の住所・氏名と申請物件は記載のとおりです。申請理由は太陽光発電です。5条調査項目により報告します。1番（農地区分）：3種農地です。2番（着工時期）：8月1日からです。3番（資金調達）：借入金です。5番（周囲の承諾）：本人に確認をとりまして聞いているということでした。6番（公衆衛生）排水はありませんが、雨水については、自然浸透。万が一できない場合は、責任をもって対処する。7番（防除措置）万全の対策、最善の技術を用いて工事に当たり近隣への配慮をする。8番（日照通風）もし問題が生じた場合には、その都度関係者と協議解決をする。隣の農地は、申請人が借りて野菜をつくる予定にされているので、問題なし。9番（小作地か）問題なし。10番（農振法）：農用地区域外。以上、報告終わります。

議長 調査番号4番について、3番委員から調査報告をお願いします。

3番 （調査番号4）申請人の住所・氏名と申請物件は記載のとおりです。申請理由は太陽光発電施設です。5条調査項目により報告します。1番（農地区分）：2種農地です。2番（着工時期）：農業委員会の許可後です。3番（資金調達）：自己資金です。5番（周囲の承諾）：確認したところ、了解をとりつけております。6番（公衆衛生）問題なし。7番（防除措置）表土を扱う訳でもなく今現在、雨水等は自然浸透。万が一問題が発生した場合は、責任をもって対処する。8番（日照通風）問題なし。9番（小作地か）問題なし。10番（農振法）：農用地区域外。以上、報告終わります。

議長 それでは、質疑を受けたいと思います。質疑がある方の挙手をお願いします。

1番 太陽光発電施設ですが、面積に対して出力キロ数が違うのは、パネルの大きさが違うということですか。面積が少ないのに出力キロ数が多いのは、どういうことでしょうか。

事務局 メーカーでパネルの大きさ、発電量も違うと思います。

議長 中古パネルを購入して自宅につけるといっても、流行っています。

他町村では、太陽光パネルに反対運動があつておりますが、錦町では太陽光パネルに反対運動はあつている状況ですか。あれば、教えてほしいです。

事務局 私の知る限りでは、把握しておりません。錦町には、まちづくり条例があつて、ガイドラインがありますが、国道、県道沿いに太陽光パネルを設置する場合は、届け

出をしてくださいとかあるのですが、一武忠ヶ原では、町有地自ら太陽光パネルを設置しておりますので、特に問題になっておりません。

9 番 今の段階で、太陽光が虫食い状態で、設置されておりますが、周りの反対がなければ認めて良いでしょうか。

事務局 転用の基準については、全国的に統一されております。条件にあったところは、設置していけないということは、ありません。法律的には、隣の方が反対しているから設置できないということもありません。1種農地で農地の真ん中にはできないし、2種農地、農地の広がり狭いところは、検討して、山とか原野とか検討して、どうしても農地しかできないという場合は、設置しても良いですし、先ほど出ました肥後西村の駅周辺は、3種農地、役場の周辺、インターチェンジ周辺とかは、開発で店舗ができるというイメージだと思いますが、その辺については、原則許可するという事になっておりますので、全国的に同じ取り扱いになっております。あとは、パネルの下で作物を栽培する場合は、農地の真ん中でも許可されます。

議長 昔の農地法では、周囲の農地所有者の同意が必要でしたけれども、今、新しく改正された農地法では、周囲の農地の所有者の同意はあくまでも、原則必要ではないと記憶しておりますが、周囲の地権者の反対があっても許可されるのですか。

事務局 県知事の許可になりますので、県の判断次第です。町の農業委員会としては周囲の農業に支障があったり、町の営農に支障があるようであれば、不許可相当ということで、県に進達することになりますし、そこまで支障がなければ許可相当として県知事に進達するという事になると思います。

議長 それでは、質問もないようですので、調査番号1番について申請どおり許可することについて意義のない方は挙手を求めます。

(全委員：挙手)

全員賛成です。

議長 調査番号2番について申請どおり許可することについて意義のない方は挙手を求めます。

(全委員：挙手)

全員賛成です。

議長 調査番号4番について申請どおり許可することについて意義のない方は挙手を求めます。

(全委員：挙手)

全員賛成です。

すべて、申請どおり許可することといたします。

議長 議第27号案農業経営基盤強化促進事業に伴う農用地利用集積計画についてを議題とします。

議長 事務局より内容説明をお願いします。

- 事務局 議第27号案農業経営基盤強化促進事業に伴う農用地利用集積計画について（朗読）
今回は所有権移転2件、利用権設定が14件です。所有権移転につきましては、農業公社の買入2件です。
所有権移転関係を説明。
次に、利用権設定関係です。番号を読み上げますので適否の報告をお願いします。
（1～14番適格の報告あり）
- 議長 質問のある方はいらっしゃいませんか。
- 議長 それでは、只今の報告に意義のない方は挙手を求めます。
（全委員：挙手）
全員賛成です。
- 議長 報告第6号農地法第18条第6項の規定による賃貸借の合意解約についてを議題とします。
- 議長 事務局より内容説明をお願いします。
- 事務局 報告第6号農地法第18条第6項の規定による賃貸借の合意解約について（朗読）
- 議長 農地中間管理機構の特例事業による農用地の売買申し出についてを議題とします。
- 議長 事務局より内容説明をお願いします。
- 事務局 農地中間管理機構の特例事業による農用地の売買申し出について（説明）
- 議長 1番は一武地区ですが、どのように決めましょうか。
- 8番 8、9番と石坂委員で担当します。
- 議長 2番、3番を川村委員と私で担当します。
- 議長 以上をもちまして、本日の議案審議事項は全て終了しました。

左会議の顛末に相違ないことを証するため、ここに署名する。

令和2年6月10日

農業委員会会長

6番 農業委員

7番 農業委員